

インフルエンザによる出席停止のお知らせ

お子様は、この度、インフルエンザに罹りましたので、学校保健安全法に則り出席停止の措置をとります。下記の出席停止期間に従い、医師の登校許可が得られるまで、療養されますようお願いいたします。この措置は、お子様が十分休養をとって早く病気を治すことと、他の児童への感染を防ぐことを目的としています。この期間は、欠席扱いになりません。

インフルエンザにかかった場合の出席停止期間

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

※「発症した日」・「発症した後」・「解熱した後」の判断については、裏面をご覧ください。

なお、登校の際には下記の出席停止解除願いを保護者の方が記入し、担任まで提出してください。

----- キリトリ -----

<保護者の方が記入してください>

成瀬台小学校長あて

出 席 停 止 解 除 願 い

年 組 児童名

病名	インフルエンザ_____型
療養期間	月 日（ ） ～ 月 日（ ）
受診医療機関名	
よろしければお知らせください。 発熱はいつからいつまでですか？ 月 日～ 月 日	

主治医より登校許可が出ましたので、出席停止を解除願います。

令和 年 月 日

保護者名 _____ 印

※「発症した日」・「発症した後」・「解熱した後」の、文言の判断について

本校では、学校医の先生の指示のもと、次のように判断いたしますが、個人によって、症状や経過は違いますので、主治医の先生にご相談ください。

発症した日	病院を受診した日ではなく、発熱などインフルエンザ症状が始まった日。病院受診時に「発症した日」を医師に確認してください。
発症した後5日	発症(発熱など)した日は含まず、その翌日から5日間お休みになります。6日目から登校可能となります。
解熱した後2日	<u>解熱した(熱が下がり、平熱にもどった)日</u> を含まず(夜間や早朝であっても)、その <u>翌日を1日目</u> とし、3日目から登校可能となります。

「発症した後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日」とは、
最短、「発症した後5日を経過」するまでは、出席停止となり、それに加えて、
熱が下がり平熱にもどった日によって出席停止期間は、延長します。

インフルエンザ!?

登校再開はいつになる?



発症後、5日を経過し、かつ
解熱後2日を経過するまで出席停止です。



※1

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目

※2

※1 発症日翌日を1日目と数えます。

※2 発症から5日を経過しても、解熱してから2日を経過しなければ登校はできません。

※記録にお使いください

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
日	日	日	日	日	日	日	日
℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃